湯沢市週休２日制工事に関する運用

令和８年９月 28 日
湯沢市総務部財政課

湯沢市週休２日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、本市の運用を次のとおり定める。

要綱第２条関係
（定義）

１　要綱第２条第１項（１）の「週休２日」は、次の１−１①、１−２①から②、１−３①から③の状態をいう。なお、農業農村整備工事においては「週休２日」について、「現場閉所による週休２日」と読み替えるものとする。

１−１　週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。１週間とは、月曜日から日曜日までの期間を基本とする。

なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所をすることは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所できない場合は、土日に代る現場閉所日（以下「振替休日」という。）を指定するものとする。

１−２　週休２日

①月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

１−３　交替制

①週休２日交替制

工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難
な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代しながら休日を確保する取組をいう。

②月単位の週休２日交替制

対象期間において、全ての月で休日率が 28.5%（８日/28 日）以上の状態をいう。

③週休２日交替制における４週８休

対象期間内の休日率が 28.5%（８日/28 日）以上であることをいう。

２　「現場閉所率」

対象期間内の現場閉所をした日数の割合をいう。

３　「休日率」

対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の割合の平均をいう。

４　運用１−１−３①の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて判断するものとする。

〈現場閉所困難工事の例〉

・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、土日、祝日等に作業が必要な工事

・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、

営農活動、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））

5　要綱第２条（２）の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
①　工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
②　工事全体を一時中止している期間
③　夏期休暇３日間、年末年始休暇６日間
④　余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第３条関係
（休日）
1　現場閉所の確認方法
発注者は、受注者に対し、履行報告書（様式１―１参照）に勤務状況確認表（様式１―２参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
完全週休２（土日）において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休２日（土日）を達成したものとみなす。
なお、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
2　交替制の確認方法
発注者は、受注者に対し、履行報告書（様式１―1 参照）に勤務状況確認表（様式１―２参照）を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。
完全週休２日交替制において、対象期間の最終週が１週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休２日交替制を達成したものとみなす。
なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第４条関係
（対象工事及び発注方式）
1　発注者は、農業農村整備工事を除く全ての工事を対象に、完全週休２日（土日）工事により発注することを原則とする。農業農村整備工事においては、週単位の週休２日工事により発注することを原則とする。
2　現場閉所困難工事については、営繕工事を除き、完全週休２日交替制による取組ができるものとする。
3　発注者は、特記仕様書等に、週休２日制工事であることを明示するものとし、記載内容は発注工種により秋田県週休２日制工事に関する各部運用に準じるものとする。
4　農業農村整備工事において、要綱第４条第１項の「週休２日に適さないと判断した工事（別に定める工事）」は下記の例を想定している。
①製作・据付工事等の現場施工が４週間未満の工事
5　要綱第４条第２項の「週休２日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休２日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休２日及び交替制工事を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第５条関係
（工事費の積算）
1　発注者が、週休２日制工事の発注を行おうとする場合に、以下のとおり積算するものとする。

【土木工事における工事費の積算】

1　土木工事における積算は、「秋田県週休２日制工事に関する建設部運用」に準じるものとする。

【営繕工事における工事費の積算】

1　工事費の積算は、「秋田県週休２日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとする。

【農業農村整備工事における工事費の積算】

1　農業農村整備工事における積算は、「秋田県週休２日制工事に関する農業農村整備運用」に準じるものとする。

【森林整備工事における工事費の積算】

1　森林整備工事における積算は「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に準じるものとする。
2　要綱第７条の「別に定める積算方法」について、各経費に対し補正係数を乗じるものとし、取扱いは次のとおりとする。
⑴発注時
当初予定価格は、完全週休２日（土日）又は完全週休２日交替制を実施する前提として、対応する補正係数を各経費に乗じるものとする。
⑵精算変更時
実際の達成状況を確認し、各経費の補正係数の見通しを行うものとする。
⑶補正係数、補正の際の端数処理については、「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に準じるものとする。

要綱第６条関係
（工事成績評定）
1　発注者は、以下の評価対象項目で工事成績を評価することとする。なお、着手時に提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休２日に取組む姿勢が見られなかった場合（以下「週休２日不履行」という。）については、点数を減ずる措置を行うものとする。

【完全週休２日（土日）評価対象項目】
①現場閉所による週休２日制工事において、完全週休２日（土日）を達成している。
②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保をおこなっている。
③施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

達成区分	現場閉所率	加点・減点数（点）
評価項目①～③内 ①②③全て達成	28.5%	4
評価項目①～③内 ①②達成	28.5%	3
評価項目①～③内 ①達成	28.5%	2
週休２日不履行	―	-5

※加点は主任監督員の評価において、考査項目「４.工事特性」細別「Ⅰ.施工条件等への対応」対応事項「Ⅴ.その他（理由：完全週休２日の達成（例：評価項目①、②、③））」で加点するものとする。
他の模範となるような取組とは、インフラ DX の取組、情報通信技術の活用及び社内規則の設定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組。

減点は総括監督員の評価において、考査項目「7.法令遵守等」の「8.その他（理由：週休2日不履行)」で減点するものとする。

要綱第7条関係
（工期変更）
1　週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
2　工期変更については、「設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第8条関係
（その他）
1　余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」に準じて工期設定を行うこと。
2　発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
3　本運用に定めのない事項については、秋田県週休2日制工事に関する各運用に準じるものとする。

附　則（令和5年3月24日　湯財第2296号）
この通知は、令和5年4月1日から施行する。
附　則（令和7年3月18日　湯財第2197号）
この通知は、令和7年4月1日から施行する。
附　則（令和7年9月30日　湯財第1219号）
この通知は、令和7年10月1日から施行する。
附　則（令和8年9月28日　湯財第1023号）
この通知は、令和8年10月1日から施行する。

様式１－１

工事履行報告書

工　事　名	
工　　期	
報告年月日	（　　月分）

月別	予定工程%	変更後の予定工程%	実施工程　%	備　考
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日
				休日数：　　日 休日に現場閉所した日数：　　日

（記事欄）

工期内の日数　８９日　（３０日＋３０日＋２９日）

現場閉所を行った日数　２８日　（１１日＋８日＋９日）

○現場閉所率　２８／８９＝３１．４６･･･％　≧　２８．５％　（４週８休以上）

実工期（別に定める期間を除く。）の休日数：１１＋８＋９＝２８日

休日に現場閉所をした日数：１０＋７＋８＝２５日

○実工期の休日数に対する休日に現場閉所した日数の割合

２５／２８＝８９．３％　：１００％（完全週休２日）

：　５０％以上　１００％未満（準完全週休２日※）

※　全ての振替休日を休日作業日が属する週及びその後の週の期間内に取得している場合に限る。

主任監督員	監督員	

現場代理人	主任（監理）技術者	監理技術者補佐

様式1－2　勤務状況確認表

工事名

工事番号

報告年	年
報告月	月分

会 社 名

現場代理人

専任の監理(主任)技術者

工　期

職員No.または下請企業名	日・曜日 / 氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
現場代理人																																
専任の監理(主任)技術者																																
1																																
2																																
3																																
4																																
5																																
6																																
7																																
8																																
9																																
10																																
振替日																																

工期内の日数	
現場閉所を実施した日数	
現場閉所率	-

実工期の休日数 (別に定める期間を除く)	
休日に現場閉所を行った日数	
実工期の休日数に対する 休日に現場閉所した日数の割合	-

○　当該工事の作業日

●　他工事の作業日

休　休暇日

休日(赤字は祝日)

事前協議済みの現場閉所日

対象外期間